

急増する女性結婚移民と韓国社会の対応

キム・ヨンジュ(忠南女性政策開発院)

目次

I. 韓国の国際結婚と女性結婚移民者

II. 中央政府の結婚移民者に対する政策

III. 地方政府の結婚移民者に対する支援政策：
忠清南道の事例

IV. 今後の課題

1. 韓国の女性結婚移民者の増加の背景

- グローバリゼーションと移住人口の増加 : 移住の女性化
(流出要因)
 - ・ 第3世界女性の“生存プロジェクト”としての結婚移住が増加
- 韓国社会の階層の格差 (両極化)、地域格差の深化 (流入要因)
 - ・ 社会的資源が貧弱な農村地域の男性、都市の下層男性の“結婚方式”として国際結婚が増加
- 移住人口の増加と超国家的な人的ネットワークの拡大
 - ・ 家族・親戚の相次ぐ移住と国際結婚の増加

2. 韓国の女性結婚移民者の増加推移及び特性

- 国際結婚の増加 : 国際結婚の割合3.5%(2000) → 10.8%(2009)
※ 農・魚業従事者の32.5%が国際結婚(2009)
- 現在の結婚移民者は181,671名(89.1%の161,999名が女性)
(2010.1月 現在)
- 2005年までは中国の女性が大多数であったが、以降ベトナム、フィリピン、カンボジアなど、東南アジア出身の女性移民者が増加
- 結婚移民者の25.1%が結婚仲介会社を通じて結婚
(2005年以降結婚は34%)
- 結婚移民者の場合、夫婦間の平均年齢差が9.9歳
※ 出身国別では、ベトナム出身の女性結婚移民者の夫婦の場合17歳、カンボジア女性結婚移民者の夫婦は17.5歳
- 国際結婚夫婦の離婚率 1.2%(2002) → 9.4%(2009)と増加

○ 2006年から中央政府次元の結婚移民者の政策が始まり、政策推進に必要な法令制定と各種の事業が飛躍的に増加

○ 関連法

- ・ 在韓外国人の処遇基本法（' 07. 7）
- ・ 結婚仲介会社の管理に関する法律（' 08. 6）
- ・ 多文化家族支援法（' 08. 9）

※ 2008年から韓国政府は‘結婚移民者’より‘多文化家族’という用語を使用、政策の対象を結婚移民者に限らず、配偶者とその子女及び家族構成員まで拡大するとの意図であったが、結婚移民者政策での‘ジェンダー’の側面が‘家族’という範囲に埋もれてしまったという限界を見せている。

○ 関連組織及び機構

- ・ 女性家族部など
- ・ 外国人政策委員会（委員長：国務総理、06年5月設置、民間人含め 25名）
- ・ 多文化家族政策委員会（委員長：国務総理、09年12月設置、民間人含め 20名）

○ 主要政策

- ・ 「女性結婚移民者家族及び移住者社会統合支援方案」（06. 4, 関係行政機関合同）
- ・ 「多文化家族支援改善の総合対策」（09. 6, 関係行政機関合同）
- ・ 「多文化家族生涯週期別サポート強化対策」（08. 11, 福祉部）
- ・ 「第1次外国人政策基本計画」（08. 12, 外国人政策委員会）

〈表 1〉 韓国各行政機関が実行している結婚移民者の支援政策

区分	政策	担当機関
結婚移民者 に対する 支援	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 多文化家族支援センターの設置を支援 	女性家族部
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 韓国語教育及びコミュニケーションの支援 - 韓国語教材の開発 - 訪問教育指導者の養成 - 通訳・翻訳のサービス提供(多文化家族支援センターに通訳・翻訳者を配属) 	女性家族部
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 女性結婚移民者の人権保護 - 移住女性緊急支援センター「1577-1366」の運営を支援 - DV被害女性結婚移民者向けの施設(shelter)の運営を支援 - 国際結婚仲介会社の管理 	女性家族部
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生活適応支援及び社会保障 - 生活ガイドブック、生活情報案内書を多言語に制作・普及 - 運転免許試験、国家技術資格試験の際、多国語に表記(2011年から実行) - 低所得層を対象とする基礎生活保障制度を適用 	行政安全部 女性家族部 保健福祉部 雇用労働部 警察庁

〈表 1〉 韓国各行政機関が実行している結婚移民者の支援政策

区分	政策	担当機関
結婚移民者 および子供 に対する 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚移民者の職業教育及び就職支援 - 職業能力開発口座制 - 結婚移民者の採用企業に新規雇用促進奨励金を支給 (2011年から実行) - 社会的な企業の育成 	雇用労働部
	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚移民者子どもの二重言語教室を運営 - 放課後二重言語教室の運営(結婚移民者を講師に招待) ・幼児養育の支援 - 幼児言語発達の支援 - 幼児の教育課程開発及び教師の研修 ・学校不適應子女の支援 - 国際結婚に伴う連れ子の社会適應を支援(特別クラスを 運営) 	教育科学 技術部 教育支援庁
多文化理解 能力及び 意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員を対象とする多文化理解教育を拡大 ・教育課程で多文化理解に関する教育内容を強化 ・教員研修に多文化理解教育課程を開設 	行政安全部 教育科学 技術部

多文化家族支援センター

- 全国に171ヶ所のセンターを運営中（‘10年11月 現在）
- 多文化家族支援センターは国と地自体の支援によって運営されており、全国多文化家族支援事業団（女性家族部からの委託）で総括的に管理している。
- 韓国語教育、家庭統合教育、結婚移民者の就職教育、自助団体の支援、相談、通訳・翻訳のサービス、育児支援、子どもの二重言語教育などを運営している。

政策方向の変化

- これまでの韓国語教育など、結婚移民者の入国初期に当たっての生活適応をサポートする政策から、次第に結婚移民者の経済的な自立に重点をおくようになってきた。
 - 結婚移民者の子どもを対象とする政策の増加。
 - 保育金支援、言語発達支援、二重言語教育の支援など。
 - 多文化家族支援センターなどサービスの提供機関、従事者育成などのインフラ拡大
 - 多文化家族支援センター設置と拡大、訪問教育従事者の育成など。
- 〈課題〉 結婚移民者の支援政策は増加したものの、女性結婚移民者に対する暴力、結婚過程での人権侵害などの事例は相変わらず発生している。

1. 地方政府の政策の推進方式

- 地方政府の結婚移民者政策とその推進
 - ・ 国家(中央政府)の政策と事業を推進
 - ・ 地方政府ならではの事業を推進
 - ・ 推進方式は主に市・郡単位の自治体と多文化家族支援センター(国費と地方費で運営)、地域の移住民支援 NGOなどの団体・機関と協力のもとで実行

忠清南道の政策の推進方式



2. 忠清南道の女性結婚移民者の現状

〈表2〉 忠清南道の女性結婚移民者の出身国家別現況 (2010)

(単位：人，%)

	合計	中国	中国 (韓国系)	ベトナム	フィリピン	日本	タイ	モンゴル	その他
人数	8,377	2,484	1,494	2,470	915	235	135	120	524
比率	100.0	29.7	17.8	29.5	10.9	2.8	1.6	1.4	6.3

※ 婚姻帰化者含め

○ 忠清南道の女性結婚移民者の実態

- ・ 経済的な困難：金銭的な問題の経験率 28.7%
- ・ 夫婦及び家族関係
- 文化の差、相違する家族文化及び規範(男性中心の家族関係及び文化)
- ※ 夫の親と同居する結婚移住女性の割合が高い。
- 結婚移住女性の場合、配偶者の母親と同居する割合が37.2%、配偶者の父親と同居する割合は20.2%(キム・ヨンジュ, 『2009年度 忠清南道多文化家族調査分析』)、因みに親と同居する韓国家族の割合は5.4%(統計庁, 2005, 『人口住宅総調査』)
- ・ 結婚移民者の子女が増加するにつれ、これらの状況に合わせた政策及び対応が必要
- ・ 社会参加が貧弱
- ・ 結婚移民者の社会適応の支援のみならず、地域社会の構成員としての主体的な参加と社会・経済的なエンパワーメント(empowerment)を増大させる必要がある。

○ 忠清南道の政策現況

- ・ 多文化家族支援センターの運営を支援
- ・ 移住女性暴力被害者のための保護施設の運営を支援
- ・ オウリム事業運営：市・郡及び多文化家族支援センターと連携し、多様なプログラムの運営を支援
- ・ 多文化政策委員会の運営
- ・ 通訳・翻訳者の配属（15ヶ所の多文化家族支援センター）
- ・ 結婚移民者の家族を訪問・教育
- ・ 結婚移民者子女の言語発達に関する支援

3. 忠清南道の政策事例

事例 1: 訪ねる多文化理解教育

- プログラム運営機関: 青陽郡多文化家族支援センター
 - ・ 2010. 2~11月毎週一回地域住民を対象に各村を訪ねて多文化理解教育を実施
 - ・ 結婚移住女性の出身国の文化を理解(簡単な言葉や文化の差などを学ぶ)
 - ・ 家族間のコミュニケーション

事例2：営農教育

プログラム運営機関：青陽郡多文化家族支援センター

- ・ 青陽郡は女性結婚移民者の30.6%、配偶者の51.8%が農業に従事する特性を見せている
- ・ 多文化家族支援センターでは2008年に女性結婚移民者を対象に営農教育を実施、その後の2009年には8名（農業に従事する家族）に唐辛子、クコなどの作物栽培ハウスの設置を支援（青陽郡の特産物）
- ・ 2009年からは優秀な営農技術者が各家庭のハウスを直接訪問（週1回）し、栽培と収穫に必要な知識を教育
- ・ 2009年から収穫を始め、その販売所得は結婚移住女性が直接管理
- ・ 成果
 - － 結婚移住女性の就職欲（所得創出）の解消及び経済的なエンパワーメントの増進
 - － 結婚移住女性が一人前の専門農業人として成長する契機を提供
 - － 最近では営農組合法人に発展

事例3: 結婚移住女性の産婦ケアー支援事業

- プログラム運営機関: 論山市多文化家族支援センター
 - 母国出身の結婚移住女性を出産直後の結婚移住女性に派遣し、ケアーを提供する事業 (15名を週1回訪問)
 - 産婦ケアーを担当する結婚移住女性にはケアーに必要な基本教育を実施
 - 保健所や病院の産婦人科と連携して妊娠、出産教育と産後の健康管理などを教育
 - 産後の健康管理及び新生児の健康管理と予防接種などの情報を提供

- 成果
 - 結婚移住女性 (産婦) の心理的な安定と健康の増進
 - ケアーを担当する結婚移住女性間の連帯

事例4: 結婚移民者と一緒に社会的企業を運営するNGO

○ 「天安モイセ」 : 結婚移住民の支援を目的に2004年に創立されたNGO
〈クム(夢)・イ(移)・ピョンファ(平和) 事業団〉

夢見るモイセ / 移住民と共にする地域社会 / 平和な地球

* 事業団の目標

- 結婚移住女性の社会進出を図る
- 結婚移住女性の職業人としての力量を強化
- 地域住民の多文化理解度を向上

* 構成 : 結婚移住女性10名と支援チームの2名(韓国人)で構成されている
・雇用労働部から(予備)社会的企業と指定され、2年間人件費の支援を受ける

① 通訳・翻訳事業

- 公共機関(警察署、法律救助公団、裁判所など)で通訳を支援
- 公共機関内の書類を翻訳

② 公正旅行の企画と運営事業(ネーパール、ベトナムなど)

- ネーパール旅行(2010. 10. 15~25)
- ベトナム中南部の旅行(2010. 10. 15~22)
- ベトナム出身の結婚移住女性が現地ガイドとして参加
- 一般の観光では味わえない現地ならではの生活文化を理解し、経験することを目的とする

③ 多文化理解教育の講師を派遣

- 多文化講師の養成教育を実施し、その後幼稚園や小学校などの教育機関に講師として派遣
- 2009年度に約100回の講義を実施

④ 多文化カフェの運営

- 移住民と地域住民との交流の空間として活用。色々な国の品物を販売及び展示
- 多文化と関連する講座の実施など

- 現在韓国の中央・地方政府の支援政策での結婚移住女性は‘女性’と同時に‘移住民’としての二重的な特性を持った“社会少数者”というより、韓国男性の“妻”と同時に“子ども”を出産・養育する存在と認識されているため、政策支援の対象として設定するにつれ限界がある。
- ジェンダーの観点から女性結婚移民者の状況を認識し、結婚移民者の政策を韓国社会内での女性のエンパワーメント、男女平等政策、または性認知の政策(Gender Sensitive Policy) という脈絡から取り組むべきである。

Thank you